

資料 2

令和 7 年増殖呈示量について

令和7年増殖呈示量※決定までの流れ

※ 漁業権の免許を受けた漁業協同組合が
漁業権対象魚種に対して、最低限行うべき増殖の目安

令和7年は漁業権切替に伴う影響も考慮して決定
令和9年に呈示量の見直しを予定

令和6年7月に各漁業協同組合に仮呈示



令和6年7月～12月にかけて各漁業協同組合と調整



第1回の漁場管理委員会で検討



第3回の漁場管理委員会で決定



令和7年3月に各漁業協同組合に呈示

令和7年増殖呈示量について

1 趣旨

第五種共同漁業権では、漁業法第168条により免許を受けた漁業協同組合に漁業種類として漁場計画に記載された魚種（漁業権対象魚種）の増殖を行うことが義務づけられている。そのため、漁協が行うべき増殖量の目安として、県内水面漁場管理委員会では各漁協に対し「増殖呈示量」を通知しています。

令和5年9月1日をもって、漁業権の切替が行われ漁場等が大きく変わったことから令和7年より増殖呈示量の考え方を変更します。

2 増殖呈示量の主な変更点

- I 増殖呈示量に加え増殖呈示額を追加
→行使・遊漁料が増殖経費にされていることを示すため
- II 稚魚換算量および人工産卵床の考え方を一部見直し
→近年の研究成果を用いてマス類の換算量を改定
→人工産卵床の規模が不明瞭なので明確化
- III 一部の魚種および漁場で最低呈示量を設定
→増殖効果の見られない魚種や呈示量が1kg等底打ちに達した魚種に設定

3 新たな増殖呈示量の考え方

次の①と②の条件を呈示し、両方満たした場合に増殖呈示量を達成したとみなす。

① 例年通りの増殖呈示量※。

ただし、令和7年は漁協から提出のあった「令和6年度増殖計画」の8割を基準に呈示する予定。

令和〇年及び令和〇年の2年間の増殖量の平均の50%以上を呈示量とする。
なお、呈示量を満たしていないものについては、呈示量の2倍量を放流したものとして呈示量を算出することとする。

②前年の行使料及び遊漁料収入の合計の30%以上（湖沼を主要漁場とする漁協※は20%以上）を放流種苗費として支出すること。

※湖沼を主要漁場とする漁協

近藤沼漁協、日向漁協、城沼漁協、榛名湖漁協、赤城大沼漁協

なお、①については、魚種や漁場によっては底打ち対策（最低増殖呈示量の設定）を行う。

4 呈示量の未達成の取扱い

呈示量を満たしていない漁協の水産動物については、漁場全般において長期的な影響を及ぼす災害や事故の発生、生産事情により種苗の入手が困難等の理由から内水面漁場委員会でやむを得ないと判断した場合を除き、文書等による指導を実施する。

5 増殖方法別の留意事項

(1) 放流種苗（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）

放流種苗は魚病の侵入の防止および水産動物の遺伝資源の保全のため、できる限り在来（群馬県）の系統を放流するものとする。

ウナギについては、放流種苗に異種ウナギ（ビガーラ種やロストラータ種等）が混入しているとニホンウナギに悪影響を与える可能性があることから、異種ウナギが放流されることのないように十分注意する。

また、ドジョウについても、外来種（カラドジョウ）が混入していると在来種に悪影響を与える可能性があることから、カラドジョウの混入に十分注意する。

なお、親魚放流を行う場合は、雌親魚1尾の損失が増殖効果を著しく低下させることから、水産試験場の技術指導を受けること。

(2) 人工産卵床

人工産卵床の増殖効果を上げるためには造成場所の選定や造成方法が重要であり、親魚や他魚種の生息状況や造成場所の環境条件によっては期待した効果を得られない可能性もあることから、人工産卵床を造成する場合には水産試験場の技術指導を受けるのが望ましい。また、人工産卵床造成後も管理を継続して行い、造成場所や産卵行動の有無等の記録を必ず残すこと。

6 各水産動物の呈示方法及び換算

(1) アユ

ア 水産動物 アユ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・稚魚と成魚関係なく重量(kg)で呈示を行う

(2) マス類

ア 水産動物 マス類（ヤマメ、イワナ、ニジマス等）

イ 増殖方法 種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・種苗放流（稚魚（35g 未満）、成魚（35g 以上）、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成を増殖方法とし、稚魚尾数（尾）で呈示を行う
- ・成魚（kg）で放流した場合については、以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{成魚・親魚（1kg）} = \text{稚魚（1000尾）}$$

- ・ヤマメの親魚放流用の親魚（kg）を放流した場合については、成魚（kg）と同様の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する
- ・ヤマメ、イワナを発眼卵で放流した場合については以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{発眼卵（10粒）} = \text{稚魚（1尾）}$$

- ・人工産卵床造成については、以下の計算式により換算する。

$$\text{人工産卵床（4 m}^2\text{）} = 1 \text{ か所}$$

- ・人工産卵床でのみ増殖を行う場合、増殖呈示量は最低2か所以上とする
- ・ヤマメ及びイワナ以外のマス類を増殖する共第5号（大塩貯水池のみ）及び共第17号漁場（榛名湖）については、ニジマス稚魚（尾）の最低増殖呈示量を2万尾以上（成魚換算で20kg）とする

(3) コイ

ア 水産動物 コイ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流によりコイヘルペスウイルス病まん延が拡大する可能性があるため、種苗放流は自粛を引き続き継続して要請する
- ・増殖を希望する場合は、人工産卵床の造成による増殖方法が確立されているため、人工産卵床の造成について技術指導することが可能だが、呈示量としては示さない

(4) フナ

ア 水産動物 フナ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・人工産卵床造成については、以下の計算式により重量(kg)に換算する

$$\text{人工産卵床 (1 m}^2\text{)} = \text{重量 (1.9kg)}$$

- ・最低増殖呈示量は5 kg以上とする

(5) ウグイ

ア 水産動物 ウグイ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成、(種苗放流)

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈示を行う

$$\text{人工産卵床 (4 m}^2\text{)} = 1 \text{ か所}$$

- ・最低増殖呈示量は1か所以上とする
- ・なお、河川に親魚がいない、もしくは、人工産卵床を造成に適した場所がない場合は、委員会が承認することで、種苗放流の放流量も以下のとおり呈示量に換算することができる

$$\text{重量 (9 kg)} = \text{人工産卵床 (1 m}^2\text{)}$$

(6) オイカワ

ア 水産動物 オイカワ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈示を行う

$$\text{人工産卵床 (4 m}^2\text{)} = 1 \text{ か所}$$

- ・最低増殖呈示量は2か所以上とする

(7) ウナギ

ア 水産動物 ウナギ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・最低増殖呈示量は5 kg以上とする

(8) ドジョウ

ア 水産動物 ドジョウ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・最低増殖呈示量は5kg以上とする

(9) ワカサギ

ア 水産動物 ワカサギ

イ 増殖方法 卵放流（シュロ枠使用）、仔魚放流（筒型ふ化器使用）

ウ 考え方

- ・卵数（粒）で呈示を行う
- ・仔魚放流（筒型ふ化器）は、卵放流（シュロ枠）に比べて増殖効果が高いことが群馬県水産試験場の研究成果から明らかになっている
(筒型ふ化器：87.3%、シュロ枠：14.6%)
- ・仔魚放流（筒型ふ化器使用）した場合については、研究成果を参考に、以下の計算式により卵（粒）が放流されたものと換算する

$\text{卵数（粒）} = \text{筒型ふ化器に収容した卵数（粒）} \times 6$
--

(10) カジカ

ア 水産動物 カジカ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成（か所）で呈示を行う

$\text{人工産卵床（10個）} = 1 \text{ か所}$

- ・最低増殖呈示量は2か所以上とする

(11) モツゴ

ア 水産動物 モツゴ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・最低増殖呈示量は5kg以上とする

(12) ナマズ

ア 水産動物 ナマズ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・最低増殖呈示量は5kg以上とする

放流実績から増殖呈示量への換算基準

- アユ：成魚(kg)を稚魚(kg)と同量で換算する
 - ・ 稚魚 (20 g 未満) →そのまま
 - ・ 成魚 (20 g 以上) →そのまま

- ヤマメ：卵(粒)、成魚(kg)を稚魚(尾数)に換算する
人工産卵床の面積を設置数(か所)に換算する
 - ・ 卵(粒) →10 粒で稚魚 1 尾と換算する
 - ・ 稚魚 (35 g 未満) (尾) →そのまま
 - ・ 成魚 (35 g 以上) (kg) →1 kg で稚魚 1,000 尾と換算する
 - ・ 親魚(親魚放流用) (kg) →1 kg で稚魚 1,000 尾と換算する
 - ・ 人工産卵床の面積 (m²) → 4 m²で 1 か所と換算する

- イワナ：卵(粒)、成魚(kg)を稚魚(尾数)に換算する
人工産卵床の面積を設置数(か所)に換算する
 - ・ 卵(粒) →10 粒で稚魚 1 尾と換算する
 - ・ 稚魚 (35 g 未満) (尾) →そのまま
 - ・ 成魚 (35 g 以上) (kg) →1 kg で稚魚 1,000 尾と換算する
 - ・ 人工産卵床の面積 (m²) → 4 m²で 1 か所と換算する

- マス類：成魚(kg)を稚魚(尾数)に換算する
 - ・ 稚魚 (35 g 未満) (尾) →そのまま
 - ・ 成魚 (35 g 以上) (kg) →1 kg で稚魚 1,000 尾と換算する

- フナ：人工産卵床(m²)を種苗(kg)に換算する
 - ・ 人工産卵床(m²) → 1 m²を種苗 1.9kg と換算する
 - ・ 種苗(kg) →そのまま

- ウグイ：人工産卵床の面積を設置数(か所)に換算する
 - ・ 人工産卵床の面積(m²) → 4 m²で 1 か所と換算する
 - ・ 委員会が承認した場合
種苗(kg) → 9 kg で 1 m²

- オイカワ：人工産卵床の面積を設置数(か所)に換算する
 - ・ 人工産卵床の面積(m²) → 4 m²で 1 か所と換算する

○ ワカサギ：筒型ふ化器を利用した卵数（粒）を6倍に換算する。

- ・ シュロ枠を用いた卵放流 → 卵数（粒）
- ・ 筒型ふ化器を用いた仔魚放流 → 筒型ふ化器に収容した卵数（粒）× 6

〔 例：卵 200 万粒が筒型ふ化器でほぼ確実にふ化した時の換算
→ 200 万 (粒) × 6 = 1200 万 (粒) 〕

○ カジカ：人工産卵床の個数（個）を設置数（か所）に換算する

- ・ 人工産卵床の個数（個）→ 10 個で 1 か所と換算する

令和6年増殖計画

漁業協同 組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ・クチボソ (kg)	ナマズ (kg)
利根 1号	2,400	510,000	490,000	525,000		40	3	3	30		3,000	2		
利根 15号		産卵床造成2箇所												
阪東 2号	170	72,500		262,500		1	1	1	1					
群馬 3号	150	585,000		825,000		3	1	1	3	5				2
東毛 3号	150	56,950				40	1	1	1	1				1
東毛 8号	10	300				30	1	1	1					
吾妻 4号	300	192,500	40,000	1,005,000		9	2	1	2					
上州 5号	2,200	1,427,500	37,500	1,657,500 (内大塩貯水池) 7,500		400	1	1	20	10	1,000			
烏川 5号	210	37,500				30	1	1	6	20				
南甘 6号	3,650	535,000	5,000	45,000			1		10			1		
上野村 6号	2,600	1,693,000	862,500	750,000			1		10			1		
神流川 7号	50	122,500		112,500		1,000	1	1			42,000			
両毛 9号	150	641,250	16,688			20	1	1	1		400	1		
両毛 10号	150 1,955,000	150,000	7,500	855,000		10	1	1	2		9,600	1		
邑楽 11号						1,000			10					10
近藤沼 12号						1,000			5		400			
日向 13号						1,000			10					
城沼 14号						150			7				15	
赤城大沼 16号						300	1				67,000			
榛名湖 17号				3,000		20					36,000			
合 計	1,967,190	6,024,000	1,459,188	6,048,000		5,053	17	13	119	36	159,400	6	15	13

・灰色のセル: 令和6年増殖呈示量未達成

・斜線: 増殖呈示のない魚種

令和7年呈示量

漁業協同 組合	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ・クチボソ (kg)	ナマズ (kg)
利根 1号	1,920	408,000	392,000			32	2	2	24		2,400	2		
利根 15号		産卵床造成2箇所												
阪東 2号	136	58,000				5	1	2	5					
群馬 3号	120	468,000				5	1	2	5	5				5
東毛 3号	120	45,560				32	1	2	5	5				5
東毛 8号	8	240				24	1	2	5					
吾妻 4号	240	154,000	32,000			7	1	2	5					
上州 5号	1,760	1,142,000	30,000	(内大塩貯水池) 20,000		320	1	2	16	8	800			
烏川 5号	168	30,000				24	1	2	5	16				
南甘 6号	2,920	428,000	4,000				1		8			2		
上野村 6号	2,080	1,354,400	690,000				1		8			2		
神流川 7号	40	98,000				800	1	2			33,600			
両毛 9号	120	513,000	13,350			16	1	2	5		320	2		
両毛 10号	120	120,000	6,000			8	1	2	5		7,680	2		
邑楽 11号						800			8					8
近藤沼 12号						800			5		320			
日向 13号						800			8					
城沼 14号						120			5				12	
赤城大沼 16号						240	1				53,600			
榛名湖 17号				20,000		16					28,800			
合 計	9,752	4,819,200	1,167,350	40,000		4,049	15	22	122	34	127,520	10	12	18

・斜線:増殖呈示のない魚種

令和7年呈示額

漁業協同組合	遊漁料・行使料収入合計	R7呈示額
利 根	¥33,114,500	¥9,934,350
阪 東	¥5,499,000	¥1,649,700
群 馬	¥19,359,400	¥5,807,820
東 毛	¥4,019,000	¥1,205,700
吾 妻	¥10,354,800	¥3,106,440
上 州	¥27,841,600	¥8,352,480
烏 川	¥2,859,990	¥857,997
南 甘	¥21,689,600	¥6,506,880
上野村	¥46,363,300	¥13,908,990
神流川	¥5,798,300	¥1,739,490
両 毛	¥15,999,600	¥4,799,880
邑 楽	¥2,723,000	¥816,900
近藤沼	¥3,741,900	¥748,380
日 向	¥3,948,500	¥789,700
城 沼	¥1,955,000	¥391,000
赤城大沼	¥32,568,200	¥6,513,640
榛名湖	¥7,743,500	¥1,548,700
合 計	¥243,624,190	¥73,087,257